

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) |
|------|--------------|
| 普通株式 | 7,000,000 |
| 計 | 7,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末 現在発行数 (株) (平成22年3月31日) | 提出日 現在発行数 (株) (平成22年6月18日) | 上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 普通株式 | 4,484,818 | 4,484,818 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 当社は単元株制 度を採用してお りません。 |
| 計 | 4,484,818 | 4,484,818 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第361条第1項第3号、第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年6月15日定時株主総会決議

(取締役用)

| | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） (注) 1 | 105 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） (注) 1 | 15 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 105 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2 | 775,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 878,462 資本組入額 439,231 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(従業員用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|-------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | (注) 1 | 4,334 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | (注) 1 | 441 | 443 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 4,334 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | (注) 2 | 775,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | | 自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | | 発行価格 878,462 資本組入額 439,231 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6ヶ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | — | — |

②平成19年7月23日取締役会決議
(取締役用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） (注) 1 | | 113 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） (注) 1 | | 0 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 113 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3 | | 879,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日 | | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 資本組入額 | 979,549 489,775 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | — | — |

(従業員用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | （注）1 | 4,895 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | （注）1 | 294 | 296 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 4,895 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | （注）3 | 879,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | | 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | | 発行価格 979,549 資本組入額 489,775 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6ヶ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は（1）及び（2）と異なる条件で権利行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | — | — |

③平成20年7月22日取締役会決議
(取締役用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） (注) 1 | | 113 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） (注) 1 | | 0 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 113 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3 | | 649,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日 | | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 資本組入額 | 755,718 377,859 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6ヶ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する | | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | | — |

(従業員用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|-------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | (注) 1 | 4,993 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | (注) 1 | 74 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 4,993 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | (注) 3 | 649,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | | 自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | | 発行価格 755,718 資本組入額 377,859 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 (4) その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | — | — |

④平成21年7月23日取締役会決議
(取締役用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） (注) 1 | | 93 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） (注) 1 | | 0 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 93 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 3 | | 539,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日 | | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 資本組入額 | 650,281 325,141 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する | | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | | — |

(従業員用)

| | | 事業年度末現在 (平成22年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成22年5月31日) |
|--|-------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | (注) 1 | 5,096 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | (注) 1 | 11 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | 5,096 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | (注) 3 | 539,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | | 自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | | 発行価格 650,281 資本組入額 325,141 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6ヶ月以内に行使を認める。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内（ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。 (3) 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 当社取締役会の承認を要する | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | — | — |

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1,000円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1,000円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減額 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減額 (百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|---------------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成18年1月1日 (注) 1 | 186,376.48 | 4,427,256.86 | — | 141,851 | 1,486 | 305,676 |
| 平成19年1月1日 (注) 2 | 57,562.00 | 4,484,818.86 | — | 141,851 | — | 305,676 |
| 平成20年10月1日 (注) 3 | △0.86 | 4,484,818 | — | 141,851 | — | 305,676 |

(注) 1. 株式会社パワードコムとの合併

合併比率

当社：株式会社パワードコム

1 : 0.0320

2. 会社分割による東京電力株式会社の社内カンパニーである光ネットワーク・カンパニーの承継

3. 端株の消却による減少

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | |
|-------------|----------------|-----------|--------------|-----------|-----------|------|---------|-----------|
| | 政府及び地方 公共団体 | 金融機関 | 金融商品取 引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | |
| 株主数(人) | 2 | 219 | 52 | 1,001 | 725 | 47 | 72,006 | 74,052 |
| 所有株式数(株) | 500 | 1,027,998 | 99,870 | 1,740,336 | 1,389,222 | 213 | 226,679 | 4,484,818 |
| 所有株式数の割合(%) | 0.01 | 22.92 | 2.23 | 38.81 | 30.98 | 0.00 | 5.05 | 100.00 |

(注) 1. 自己株式30,705株は、「個人その他」に30,705株含まれております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が197株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--|---|--------------|--------------------------------|
| 京セラ株式会社 | 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 | 572,677 | 12.76 |
| トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町1番地 | 497,488 | 11.09 |
| 東京電力株式会社 | 東京都千代田区内幸町1丁目1-3 | 357,541 | 7.97 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 220,687 | 4.92 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 207,285 | 4.62 |
| 日本郵政共済組合 | 東京都千代田区霞が関1丁目3-2 | 72,641 | 1.61 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 68,651 | 1.53 |
| ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 決済営業部) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETT S 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13) | 62,423 | 1.39 |
| メロンバンクエヌエーアズ エージェントフォーイツ クライアントメロンオムニバス ユーエスベンション (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 決済営業部) | ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13) | 50,771 | 1.13 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12晴海ア イランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟 | 42,877 | 0.95 |
| 計 | — | 2,153,041 | 48.00 |

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|---------------------------|-----------|--------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | (自己保有株) 普通株式 30,705 | — | — |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 4,454,113 | 4,454,113 | — |
| 単元未満株式 | — | — | 当社は単元株制度を採用していません。 |
| 発行済株式総数 | 4,484,818 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 4,454,113 | — |

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が197株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数197個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数 (株) | 他人名義所有 株式数 (株) | 所有株式数の 合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|--------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) KDDI株式会社 (注) | 東京都新宿区西新宿 二丁目3番2号 | 30,705 | — | 30,705 | 0.68 |
| 計 | — | 30,705 | — | 30,705 | 0.68 |

(注) 株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に所有していない株式が2株 (議決権2個) あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第361条第1項第3号、第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

①平成18年6月15日定時株主総会決議

(取締役用)

会社法第361条第1項第3号の規定に基づき、当社の取締役報酬等のうち金銭でないものとして、取締役のストックオプション報酬額の設定について、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において決議され、また、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成18年7月21日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年6月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社の取締役 7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況①」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(従業員用)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、特に有利な条件をもって、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することについて、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成18年6月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役 2,770名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況①」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

②平成19年7月23日取締役会決議

(取締役用)

会社法第361条第1項第3号の規定に基づき、当社の取締役報酬等のうち金銭でないものとして、取締役のストックオプション報酬額の設定について、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において決議され、また、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成19年7月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社の取締役 8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況②」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(従業員用)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成19年7月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成19年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役 2,848名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況②」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

③平成20年7月22日取締役会決議

(取締役用)

会社法第361条第1項第3号の規定に基づき、当社の取締役報酬等のうち金銭でないものとして、取締役のストックオプション報酬額の設定について、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において決議され、また、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成20年7月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年7月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社の取締役 8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況③」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(従業員用)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成20年7月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成20年7月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役 2,948名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況③」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

④平成21年7月23日取締役会決議

(取締役用)

会社法第361条第1項第3号の規定に基づき、当社の取締役報酬等のうち金銭でないものとして、取締役のストックオプション報酬額の設定について、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において決議され、また、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成21年7月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社の取締役 7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況④」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(従業員用)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成21年7月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役 3,008名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権の状況④」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他(一) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 30,705 | — | 30,705 | — |

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への還元を経営の重要な事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、中間配当金として既に一株当たり6,500円（設立25周年の記念配当1,000円を含みます。）を実施いたしました。株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、将来の業績向上に向けた事業展開等を総合的に勘案し、期末配当金につきましても一株当たり6,500円と増配いたしました。

今後につきましては、持続的な成長への投資を勘案しつつ、連結配当性向25%から30%を視野に入れて、着実に引き上げるよう努めてまいります。

内部留保資金につきましては、将来の設備投資、新たなサービスの開発、新規事業に向けた設備投資等に備えるものであり、これは将来の利益に貢献し、株主の皆様への利益還元に寄与していくものと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を支払うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(百万円) | 一株当たり配当額(円) |
|---------------------|-------------|-------------|
| 平成21年10月23日 取締役会決議 | 28,951 | 6,500 |
| 平成22年6月17日 定時株主総会決議 | 28,951 | 6,500 |

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第22期 | 第23期 | 第24期 | 第25期 | 第26期 |
|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 |
| 最高(円) | 707,000 | 977,000 | 1,070,000 | 732,000 | 575,000 |
| 最低(円) | 479,000 | 608,000 | 567,000 | 419,000 | 433,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年10月 | 11月 | 12月 | 平成22年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 519,000 | 480,000 | 500,000 | 553,000 | 507,000 | 487,500 |
| 最低(円) | 468,000 | 445,000 | 460,000 | 475,500 | 471,000 | 469,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------------|---|---------|--------------|---|-------|--------------|
| 代表取締役 社長兼会長 | | 小野寺 正 | 昭和23年2月3日生 | 平成元年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長兼会長 (現在に至る) | (注) 5 | 397 |
| 代表取締役 副会長 | | 有 富 寛一郎 | 昭和22年10月12日生 | 平成17年8月 総務省総務審議官(国際担当) 平成18年7月 総務省総務審議官(郵政・通信 担当) 平成19年7月 財団法人マルチメディア振興セ ンター理事長 平成21年8月 当社特別顧問 平成22年6月 当社代表取締役副会長(現在に 至る) | (注) 5 | 13 |
| 代表取締役 執行役員 副社長 | コーポレート統 括本部長 | 両 角 寛 文 | 昭和31年5月2日生 | 平成7年6月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員常務 平成15年6月 当社取締役執行役員常務 平成19年4月 当社子会社担当、総務・人事本 部担当 平成19年6月 当社取締役執行役員専務 当社総務・人事担当、経営戦略 担当 平成22年3月 株式会社ジュピターテレコム取 締役(現在に至る) 平成22年4月 当社コーポレート統括本部長 (現在に至る) 平成22年6月 当社代表取締役執行役員副社長 (現在に至る) | (注) 5 | 31 |
| 代表取締役 執行役員 専務 | ソリューション事業本部担 当 コンシューマ事業本部担当 商品開発統括 本部担当 | 田 中 孝 司 | 昭和32年2月26日生 | 平成17年12月 当社執行役員ソリューション事 業統轄本部長 平成19年6月 当社取締役執行役員常務 平成19年8月 ワイヤレスブロードバンド企画 株式会社(現、UQコミュニケーションズ株式会社) 代表取締役 社長 平成21年4月 当社ソリューション事業部門担 当 平成22年4月 当社ソリューション事業本部担 当兼コンシューマ事業本部担当 兼商品開発統括本部担当(現在 に至る) 平成22年6月 当社代表取締役執行役員専務 (現在に至る) | (注) 5 | 11 |
| 代表取締役 執行役員 専務 | グループ戦略 統括本部長 | 高 橋 誠 | 昭和36年10月24日生 | 平成19年4月 当社執行役員コンシューマ事業 統轄本部長 平成19年6月 当社取締役執行役員常務 平成21年4月 当社コンシューマ商品統括本部 長 平成22年3月 株式会社ジュピターテレコム取 締役(現在に至る) 平成22年4月 当社グループ戦略統括本部長 (現在に至る) 平成22年6月 当社代表取締役執行役員専務 (現在に至る) | (注) 5 | 29 |
| 取締役 執行役員 常務 | 技術統括本部 長 運用統括本部 担当 建設統括本部 担当 | 嶋 谷 吉 治 | 昭和25年10月28日生 | 平成15年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社技術部門担当 平成21年6月 当社取締役執行役員常務 (現在に至る) 平成22年4月 当社技術統括本部長兼運用統括 本部担当兼建設統括本部担当 (現在に至る) | (注) 5 | 14 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------|-----------------|---------|--------------|--|-------|--------------|
| 取締役 執行役員 常務 | 商品開発統括 本部長 | 井 上 正 廣 | 昭和27年11月 7日生 | 昭和53年4月 京セラ株式会社入社 平成9年6月 同社取締役 平成17年1月 当社執行役員常務 平成17年4月 当社au事業本部au商品企画本部 長 平成17年10月 当社コンシューマ事業統轄本部 au事業本部au商品企画本部長 平成19年4月 当社コンシューマ技術統括本部 長 平成22年4月 当社商品開発統括本部長（現在 に至る） 平成22年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） | (注) 5 | 10 |
| 取締役 執行役員 常務 | ソリューション事業本部長 | 石 川 雄 三 | 昭和31年10月19日生 | 昭和60年9月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成14年6月 当社ネットワーク事業本部ネット ワーク国内営業本部長 平成15年4月 当社ソリューション事業本部ソ リューション国内営業本部長 平成17年10月 当社ネットワークソリューショ ン事業本部ネットワークソリュ ーション国内営業本部長 平成17年12月 当社ソリューション事業統轄本 部ネットワークソリューション 事業本部ネットワークソリュ ーション国内営業本部長 平成19年4月 当社ソリューション事業統轄本 部ネットワークソリューション 事業本部長兼ネットワークソリ ューション国内営業本部長 平成19年10月 当社ソリューション事業統轄本 部ICT事業本部長 平成20年10月 当社ソリューション事業統轄本 部ICT事業本部長兼FMC事業本部 長 平成21年4月 当社ソリューション事業本部長 (現在に至る) 平成21年6月 UQコミュニケーションズ株式会 社取締役（現在に至る） 平成22年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） | (注) 5 | 35 |
| 取締役 執行役員 常務 | コンシューマ 事業本部長 | 湯 浅 英 雄 | 昭和30年8月3日生 | 昭和63年10月 当社入社 平成15年4月 当社執行役員 平成16年4月 当社モバイルソリューション事 業本部モバイルソリューション 国内営業本部長 平成17年12月 当社ソリューション事業統轄本 部モバイルソリューション事業 本部長兼モバイルソリューショ ン国内営業本部長 平成18年4月 当社ソリューション事業統轄本 部モバイルソリューション事業 本部長 平成19年10月 当社ソリューション事業統轄本 部FMC事業本部長 平成20年10月 当社コンシューマ事業統轄本部 コンシューマ営業統括本部長 平成21年4月 当社コンシューマ営業統括本部 長 平成22年4月 当社コンシューマ事業本部長 (現在に至る) 平成22年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） | (注) 5 | 8 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------|---------------------|---------|--------------|---|-------|--------------|
| 取締役 執行役員 常務 | 渉外・マーケティング統括 本部長 | 奈良谷 弘 | 昭和27年2月6日生 | 昭和49年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成15年1月 当社理事 平成15年5月 当社執行役員 平成16年4月 当社au事業本部au事業企画本部 長 平成17年4月 当社マーケティング本部長 平成22年4月 当社渉外・マーケティング統括 本部長（現在に至る） 平成22年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） | (注) 5 | — |
| 取締役 | | 川 村 誠 | 昭和24年8月13日生 | 平成13年6月 京セラ株式会社取締役 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成21年4月 同社代表取締役会長（現在に至 る） 平成21年6月 当社取締役（現在に至る） | (注) 5 | 3 |
| 取締役 | | 佐々木 真一 | 昭和21年12月18日生 | 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成15年6月 同社常務役員 平成17年6月 同社専務取締役 平成21年6月 当社取締役（現在に至る） トヨタ自動車株式会社代表取締 役副社長（現在に至る） | (注) 5 | — |
| 取締役 | | 勝 俣 恒 久 | 昭和15年3月29日生 | 平成14年10月 東京電力株式会社代表取締役社 長 平成18年6月 当社取締役（現在に至る） 平成20年6月 東京電力株式会社代表取締役会 長（現在に至る） | (注) 5 | 3 |
| 常勤監査役 | | 壱 岐 雅 隆 | 昭和26年1月2日生 | 平成3年5月 日本移動通信株式会社入社 平成19年10月 当社理事 当社購買本部長 平成20年10月 当社執行役員 平成22年4月 当社コーポレート統括本部購買 本部長 平成22年6月 当社常勤監査役（現在に至る） | (注) 6 | 6 |
| 常勤監査役 | | 三 瓶 美 成 | 昭和27年2月3日生 | 平成3年4月 北海道セルラー電話株式会社入 社 平成18年10月 当社理事 平成19年6月 当社総務・人事本部長 平成20年10月 当社執行役員 平成22年4月 当社コーポレート統括本部總 務・人事本部長 平成22年6月 当社常勤監査役（現在に至る） | (注) 8 | 4 |
| 常勤監査役 | | 吉 永 昌 幸 | 昭和22年12月15日生 | 平成9年7月 建設省大臣官房審議官 平成10年7月 社団法人日本海洋開発建設協会 常務理事 平成12年10月 水資源開発公團理事 平成15年10月 独立行政法人水資源機構理事 平成16年7月 財団法人不動産適正取引推進機 構専務理事 平成20年6月 当社常勤監査役（現在に至る） | (注) 4 | 3 |
| 監査役 | | 西 川 美 彦 | 昭和20年9月11日生 | 平成3年6月 京セラ株式会社取締役 平成17年6月 同社常勤監査役（現在に至る） 平成21年6月 当社監査役（現在に至る） | (注) 7 | — |
| 監査役 | | 渡 辺 捷 昭 | 昭和17年2月13日生 | 平成9年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締 役 平成11年6月 同社専務取締役 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成16年6月 当社監査役（現在に至る） 平成17年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役社長 平成21年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役副会長（現在に至る） | (注) 4 | — |
| 計 | | | | | | 567 |

- (注) 1. 取締役川村誠、佐々木真一及び勝俣恒久の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉永昌幸、監査役西川美彦及び渡辺捷昭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による、取締役会の活性化及び業務執行の迅速化を図るために執行役員制を導入しております。執行役員は上記取締役兼務8名を含む22名で構成されております。
4. 平成20年6月19日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 平成22年6月17日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成22年6月17日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 平成21年6月18日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
8. 平成22年6月17日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考えております、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(取締役会)

社外取締役を含む取締役で構成し、法令等に定める重要な事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

(業務執行体制)

- ・執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行いたします。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要な事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において決定いたします。

(監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制)

- ・監査役は、取締役会に出席する他、社内主要会議に出席しております。
- ・取締役及び内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時提供するとともに、意見交換を行い、連携を図ります。
- ・監査役の職務を補助するための監査役室を設置し、それに従事する使用人の人事については、監査役の意見を聴取いたします。
- ・定期的に会計監査人から会計監査の年度計画及び会計監査の状況及びその結果について報告を聴取する他、必要に応じ適宜意見交換を実施いたします。

(内部監査)

58名で構成するリスクマネジメント本部が実施しており、当社グループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告する他、監査役に報告を行います。

(会計監査の状況)

当連結会計年度において、会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の状況は以下のとおりであります。なお、当該公認会計士及び補助者は、京都監査法人に所属しております。

指定社員

業務執行社員 秋山 直樹（3年）

指定社員

業務執行社員 若山 聰満（5年） (注) みすず監査法人での関与年数2年を含む

補助者の人数

| | |
|-------|-----|
| 公認会計士 | 20名 |
| 会計士補等 | 11名 |
| その他 | 21名 |
| 計 | 52名 |

(内部統制に関する基本的な考え方)

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他当社グループ全体の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの強化ならびに企業クオリティの向上を図ります。

(コンプライアンス)

- ・全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。
また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組みます。
 - ・当社グループの企業倫理に係る会議体において、当社グループ各社の重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

(リスク管理)

取締役等で構成される各種会議及びリスク管理情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中心とし、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、当社グループのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

また、電気通信事業者として以下の項目について厳正に取り組みます。

- ・通信の秘密の保護

通信の秘密は、これを保護することが当社グループの企業経営の根幹であり、これを厳守します。

- ## ・情報セキュリティ

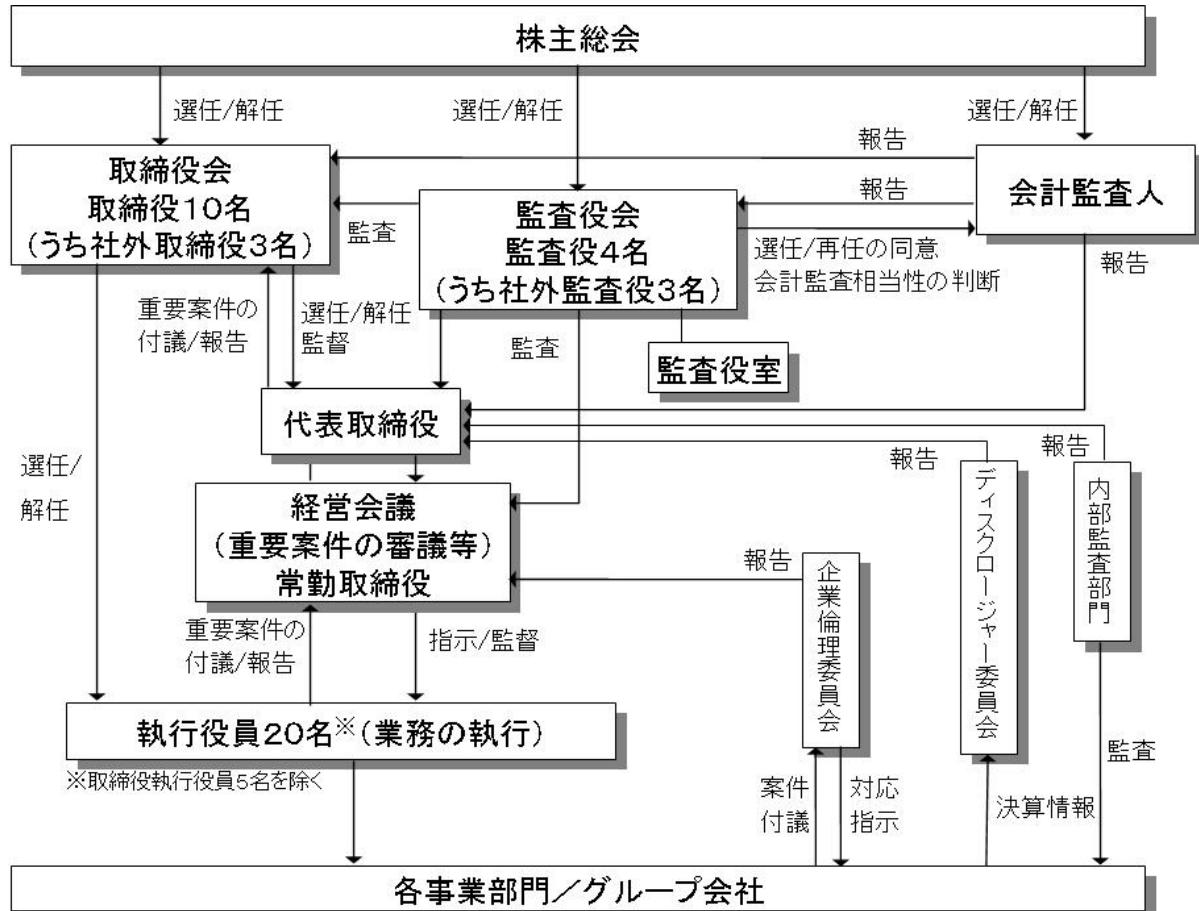
お客様情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図ります。

- #### ・災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。

非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

当事業年度末日における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりです。



(注) 平成22年6月18日現在、取締役は13名、監査役は5名、執行役員は14名となっております。

(現状の体制を採用している理由)

当社は、コーポレート・ガバナンスに期待されている「適正かつ効率的な業務執行」及び「適切な監督機能」という二つの大きな側面から、社外取締役を選任し、監査役会等と連携する体制を採用しております。

「適正かつ効率的な業務執行」の側面においては、社内取締役を中心とする取締役会による迅速な意思決定が可能であるという点で効率性が高く、「適切な監督機能」の側面においては、業務執行に係る機関に対して社外役員を含む多様な立場によるチェックが行われるという点で監督機能が高いと判断しております。

③役員報酬

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる役員の員数（名） |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------|----|---------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 316 | 251 | 11 | 53 | 9 |
| 社外取締役 | 22 | 15 | — | 7 | 5 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 39 | 39 | — | — | 2 |
| 社外監査役 | 32 | 32 | — | — | 4 |

(注) 1. 上記の社外取締役を除く取締役の支給人員には、平成21年6月18日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 上記の社外取締役の支給人員には、平成21年6月18日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。

3. 上記の社外監査役を除く監査役の支給人員には、平成21年12月31日をもって退任した常勤監査役1名を含んでおります。

4. 上記の社外監査役の支給人員には、平成21年6月18日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名を含んでおります。

5. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月26日開催の第17期定時株主総会において月額4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該取締役報酬額とは別枠として、平成18年6月15日開催の第22期定時株主総会において、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権に関する報酬額として年額4,000万円以内と決議いただいております。

6. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月18日開催の第25期定時株主総会において年額8,400万円以内と決議いただいております。（事業年度単位となります。）

7. ストックオプションの総額は、平成18年7月21日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権、平成19年7月23日開催の取締役会決議により取締役8名に付与した新株予約権、平成20年7月22日開催の取締役会決議により取締役8名に付与した新株予約権及び平成21年7月23日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権の額の総計となります。

8. 前記以外に平成16年6月24日開催の第20期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金精算支給を決議いただいております。同決議により、平成22年6月17日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し1,271万円を支払っております。

(報酬等の内容の決定に関する方針)

当社は、以下のとおり取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

・取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、定額報酬と役員賞与で構成しております。定額報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。役員賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて決定しております。

・監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社の業績により変動することのない定額報酬のみを支給することにしております。

④社外取締役及び社外監査役との関係等

(利害関係等)

- ・取締役川村誠氏は、京セラ株式会社の代表取締役会長、また監査役西川美彦氏は同社の常勤監査役であり、当社は同社と商取引関係があります。
- ・取締役佐々木眞一氏は、トヨタ自動車株式会社の代表取締役副社長、また監査役渡辺捷昭氏は同社の代表取締役副会長であり、当社は同社と商取引関係があります。
- ・取締役勝俣恒久氏は、東京電力株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社と商取引関係があります。
- ・社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況については、5. 役員の状況 に記載のとおりです。

(企業統治における機能・役割、選任状況)

- ・取締役川村誠氏及び佐々木眞一氏は、大株主出身としての経営に関する実効的な目線及び他社取締役としての豊富な経験並びに幅広い識見を当社事業活動の監督に取り入れる観点から選任しております。
- ・取締役勝俣恒久氏は、他社取締役としての豊富な経験及び幅広い識見を当社事業活動の監督に取り入れる観点から選任しております。
- ・監査役吉永昌幸氏は、豊富な経験と幅広い識見を有し、取締役とは独立の立場から、経営全般の監視と、より一層適正な監査を実現する観点から選任しております。
- ・監査役西川美彦氏及び渡辺捷昭氏は、他社取締役及び監査役としての豊富な経験と幅広い識見を有し、取締役とは独立の立場から、経営全般の監視と、より一層適正な監査を実現する観点から選任しております。
- ・取締役勝俣恒久氏及び常勤監査役吉永昌幸氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、中立・公正な立場を保持しているとの判断から、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定しております。

(監督・監査における連携等)

- ・社外取締役について、取締役会に出席いただけない場合には、取締役会の議事の内容等について、適宜報告とともに、当社の経営について、ご意見・アドバイスを伺っております。
- ・社外監査役は、監査役会が定めた監査方針および計画に基づき監査業務を行っております。また、監査役会において各監査役の監査の方法並びにその結果について報告を受け協議をする他、取締役会に出席し適宜意見を表明しております。
- ・社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査と相互に連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレートガバナンス強化並びに企業クオリティ向上を目指した協力関係を構築しております。

⑤取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑦剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とするとすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩株式の保有状況

- ・投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

75銘柄 48,393百万円

- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|--------------------|------------|-------------------|----------------------|
| Inmarsat plc | 21,739,149 | 23,074 | 衛星通信サービスの安定供給 |
| グリー株式会社 | 3,200,000 | 18,272 | SNS事業（au oneGREE）の協業 |
| 日本空港ビルディング株式会社 | 609,000 | 790 | 安定的な通信設備設置場所の確保 |
| 株式会社Jストリーム | 15,228 | 624 | インターネットサービス等の利用促進 |
| 株式会社アクロディア | 4,300 | 576 | au携帯電話向け技術の優先開発 |
| 株式会社ソケツ | 240,000 | 533 | au携帯電話向けサービスの共同開発 |
| 株式会社インターネットイニシアティブ | 2,100 | 434 | データサービス等の利用促進 |
| ラックホールディングス株式会社 | 1,414,200 | 278 | 情報セキュリティ分野の強化 |
| 株式会社クロップス | 400,000 | 144 | マーケティングリサーチの強化 |
| プライムワークス株式会社 | 700 | 139 | コンテンツ事業（ヘルスケア分野）の協業 |

- ・保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

| | 前事業年度 (百万円) | 当事業年度（百万円） | | | |
|---------|----------------|------------------|------------------|---------------|--------------|
| | | 貸借対照表計 上額の合計額 | 貸借対照表計 上額の合計額 | 受取配当金 の合計額 | 売却損益 の合計額 |
| 非上場株式 | — | — | — | — | — |
| 上記以外の株式 | — | 9,380 | 325 | — | 7,508 |

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査証明業務に基づく報酬（百万円） |
| 提出会社 | 389 | 39 | 392 | 42 |
| 連結子会社 | 205 | 14 | 227 | 12 |
| 計 | 595 | 54 | 620 | 55 |

②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKDDI America, Inc. 他12社は、当社の監査公認会計士等である京都監査法人とコーベレーティング・ファーム (cooperating firm) 契約を締結しているプライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームに対して86百万円の監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKDDI America, Inc. 他16社は、当社の監査公認会計士等である京都監査法人とコーベレーティング・ファーム (cooperating firm) 契約を締結しているプライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームに対して80百万円の監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に財務調査等を委託し、対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に財務調査等を委託し、対価を支払っております。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針については、監査計画の妥当性等を検証した上で決定しております。